平成26年度 随時監査(工事監査)の結果(意見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 随時監査(工事監査)

2 監査対象 垂坂1号線道路改良工事

環境部新ごみ処理施設整備課

3 監査実施期間 平成27年1月26日から平成27年1月28日まで

4 監査結果報告 平成27年3月31日

監査の結果(意見)

措置(具体的内容)•対応状況

【新ごみ処理施設整備課】

1-1(1)設計に関係する書類について

本設計は、「道路構造令の解説と運用」「道路土工カルバート工指針」 「道路土工擁壁工指針」「水理公式集」に基づいて実施されており、設計 内容は適正である。ただし、以下の点に留意されたい。

受注者の管理技術者は、測量士ということである。技術士またはRCCMの技術者を指定する発注者が多い中、その理由として、設計の難易度が高くなく、地元の会社を有効に活用する趣旨で発注者がそのように技術者の幅を広げたということである。当該の管理技術者は設計の力量を保有しているということで問題ないと思われるが、経歴書を提出させるなど、同種設計の力量を担保する必要がある。【要望事項】

1-3 (5) 設計図書の照査等について

施工前において受注者が設計図書の照査等として、その結果が提出されていなかった。

工事仕様書において、「工事の着手に先立ち、①道路中心鋲 ②境界標 ③引照点 ④街区三角点・街区多角点の項目について、測定記録を監督員 に提出すること。」と記載されている。監督員によると、当該の測定を実施していることは確認しているが、提出物として受注者からの提出はまだされていないとのことである。工事仕様書に基づき、書類の提出を求めること。【改善事項】

【 検討中 】 平成27年 9月30日

現在は「建設工事、測量調査設計業務の発注等に関する運用基準」に基づき技術者の配置要件を求めているが、配置要件の変更については入札制度改善検討部会にて検討を行っている。

【 措置済 】 平成28年 3月31日

四日市市に土木関係コンサルタントとして登録された企業は、設計を 行った実績のある企業であることを確認できたため、設計の難易度が高く ない業務については測量士の資格をもって管理技術者になりうることとし た。

【 措置済 】 平成27年 2月 5日 照査を行った報告書を書面にて提出させた。

2 (4) 現場施工状況調査について

建設業法、労働安全衛生法で義務付けられた標識の掲示は行われていた。

ただし、現場で掲示されていた下請負業者の建設業の許可票の標識に関し、建設業法施行規則第25条では主任技術者の氏名の表示を求めているが、すべての下請負業者の標識にはその記載がない。また、同法同条では、様式第29号の使用を求めているが、その様式ではなかった。法に基づき適正な掲示を行うこと。【改善事項】

4 (1) 組織体系について

新ごみ処理施設整備課の事務分掌として、「新総合ごみ処理施設周辺の環境整備に係る設計及び工事施行に関すること。」と規定されている。これに基づいて、本道路改良工事を実施しているが、違和感がある。周辺環境整備において、特に道路整備工事の役割分担について、都市整備部と協議検討すること。【要望事項】

4 (2) 工事完成後の安全対策について

工事完成後は、道路が拡幅され、交通量の増加が懸念される。関係部署 と調整し安全対策を施すこと。【要望事項】

4 (3) 安全管理について

今後の工事施工においても、無事故・無災害で工事を完成できるよう、 監督員による安全管理の指導を徹底すること。【要望事項】

【 措置済 】 平成27年 2月 5日

様式第29号の書式にて掲示を行うことを指示し、掲示内容が修正されていることを確認した。

【 検討中 】 平成27年 9月30日

現在行っている周辺環境整備事業について、都市整備部と協議・検討を 行っている。

【 措置済 】 平成28年 3月31日

組織体制の見直しにより平成28年度に新ごみ処理施設整備課は廃止され、環境部において工事担当課は無くなり、周辺環境整備事業については都市整備部へ執行委任を行うこととなった。

【 措置済 】 平成27年 2月 5日

工事に先立ち、道路法24条(道路の加工)の手続きを行っており、工事内容及び安全対策について道路部局との調整を行った。

【 措置済 】 平成27年 2月20日

平成27年 2月20日に無事故・無災害にて竣工した。